

## Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成28年度版)に対する答申

平成28年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成28年9月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

なお、本答申の「7.目標の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」及び「重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」についてはP.16～95にある「環境審議会評価」欄と重複することから、ここでは省略させていただきます。また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索 



茅ヶ崎市長に答申を提出する小池文人会長(左)

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)  
進捗状況報告書(平成28年度版)に対する答申

平成28年9月29日

茅ヶ崎市環境審議会

## はじめに

現代の日本において人口減少問題は最も重要な課題の一つである。高齢化によるサービス需要の増大に対して、労働力となる年齢層の人口が減少しており、産業も含めた労働力の確保が困難になりつつある。1 人が一生の間に育てる子どもの数は東京などの人口密集地域で少なく、自然の多い地域で多い現象が知られており、環境をととのえて子供が育つまちづくりを行っていくのは、環境行政にとって重要な任務である。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」に位置付けられた重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員を「自然環境分科会(中森泰三分科会長以下 5 名)」と「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 6 名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い、その結果に基づいて従前の評価基準を適用して、分科会評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告して頂き、取りまとめたものを環境審議会答申とした。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

なお平成 27 年度末から平成 28 年度当初にかけては、茅ヶ崎市の環境に関して大きなできごとが続いた。平成 26 年度に指定された清水谷特別緑地保全地区に続き、赤羽根字十三区特別緑地保全地区が平成 28 年 3 月 30 日に指定された。また、これまで市民や事業者の環境活動をとりまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」の設置要綱が平成 27 年度末をもって廃止され、解散することとなった。これらの施策については年度の境界であることもあって進捗状況報告書(平成 28 年度版)にも記載されていないため、本答申では簡単に扱うのにとどめている。また「ちがさきエコワーク」の解散については平成 28 年度に実施される事業から影響が出ると思われる。これらについては環境審議会における進捗状況評価の中で平成 28 年度以降に十分な評価を行う必要がある。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築され、日本の未来に貢献されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

平成 28 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)に対する  
茅ヶ崎市環境審議会としての意見  
(目標及び重点施策の平成27年度の進捗状況について)**

**1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴**

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、およびそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直ししながら進めるとしている。これらの目標は設定直後の平成24年(2012年)の環境審議会にてその妥当性と評価を行っているが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27(2015)年で、その時の現状との整合性の視点から再評価することが望ましいとされた。本年は平成27(2015)年度に改訂された目標にもとづいて重点施策レベルの実施状況の評価を行う。

**2. 平成27年度(2015年度)における重点施策の進捗状況評価の概要**

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策について、表1の目安によって平成27年度の進捗状況を自然環境分科会(重点施策1~20)、生活環境分科会(重点施策21~31)で検討した結果を環境審議会で審議し答申にとりまとめた。また、重点施策32~37は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめ、環境審議会全体の評価とした。なお、いくつかの重点施策についてはまとめて評価を行っている。

重点施策の評価結果の総括を表2に示す。なお、詳細な結果については、7.重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧を参照されたい。

表1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)	評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40～59%
B	概ね順調に進んでいる	75～89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60～74%	—	取り組みなし	0%

表2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策全課題の平成27年度内における進捗状況の評価結果の総括表（評価の中央値を下線で示す）

テーマ		テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ3 資源循環型社会の構築	テーマ4 低炭素社会の構築	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
評価と項目							
A	極めて順調に進んでいる	0	0	1	1	0	2
B	概ね順調に進んでいる	2	1	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>13</u>
C	ある程度進んでいる	<u>6</u>	<u>1</u>	2	0	1	10
D	あまり進んでいない	2	0	0	0	0	2
E	今後、積極的な取り組みが必要	1	1	0	0	0	2

全体を見ると、おおむね順調に進行しており、特にテーマ3、4、5に関しては順調である。しかしテーマ1、2において昨年度と比較した進捗は見られるもののさらなる推進が必要であり、今後の努力が望まれる。

### 3. 大きな進展が見られた重点施策

年度により評価を行った環境審議会委員のメンバーに違いがあるため厳密な比較はできないが、平成26年度の事業と比較し平成27年度に2段階以上の大きな向上がみられた重点施策について以下に詳説する（たとえば評価DからBへの向上など）。なお逆に2段階以上の大きな後退がみられた重点施策はなかった。

#### テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり， 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

##### **重点施策 16 自然環境の保全に向けた条例の制定 および 17 保全すべき地域の指定**

両重点施策はまとめて評価された。

赤羽根十三区の特別緑地保全地区については、詳細測量を実施して保全地区を指定した。また、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに向けたパブリックコメントを実施した。いずれも具体的な進捗があり評価される。

ただし条例に関しては、自然環境の保全に貢献する内容の条例を速やかに制定して、条例に沿った保全地区の指定を実施することや、市民への説明、市民意見の反映方法には検討の余地がある。

## **テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり, 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり**

### **重点施策 18 自然環境庁内会議の設置**

自然環境に係る庁内会議の要綱を改正して迅速かつ積極的な運用に努めたことが評価される。

ただし、自然環境庁内会議の役割はいまだ不十分で、自然環境の保全に配慮した行政の迅速な遂行に向け、さらなる情報の共有、連携をめざす必要があり、必要に応じて学識経験者、関係機関等の協議体制を早急に構築する必要がある。また議事録の見える化を推進すること（個人情報などを除く）が次の課題である。

## **4. 高い評価が維持されてきた重点施策**

ここでは平成 26 年度と 27 年度に継続して高い評価が得られた重点施策について詳説する。以下の 2 件の重点施策は評価 A が継続している。

## **テーマ 3 資源循環型社会の構築, 施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進**

### **重点施策 25 地産地消の推進**

小学校と保育園の給食において、青果市場、生産者、青果商組合の協力により、地場産を取り入れているのは、茅ヶ崎市独自の取り組みであり評価できる。また「茅産茅消青果まつり」を行い、地産地消の推進を目指しているのも評価できる。今後も消費者に対する地産の野菜の紹介を続けて頂きたい。

なお、都市内に存在する農地や、そこでの生産物を地域内で消費することについての環境の面からの貢献について十分に周知されていないので、給食や、市の主催による市内農業者の直売所をめぐるツアー、朝市、わいわい市などを利用した、市民や関係者への広報が必要である。農業施策と環境改善効果の連関も確認できるため、今後は農業面と環境面の政策の接点を明確にして、双方の成果を導く施策検討・構築に期待する。「茅産茅消応援団」は、実施回数が限られるならば、市民団体と連携して各種の関連事業を展開していく必要もあるだろう。

## **テーマ 4 低炭素社会の構築, 施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進**

### **重点施策 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入**

太陽光発電、コジェネレーションシステム、空調設備の高効率化、人感センサーも利用した LED 照明、ごみ焼却センターでの発電と売電、温水プール利用、など従来から行われている取り組みや新庁舎移行にともなう取り組みが順調に展開されている。

ただし、森林による温度の緩和により空調の必要性が減少したり、植生により大気中の二酸化炭素吸収とその貯留が行われるなどの、自然環境の効果をさらに利用すべきである。

## 5. 低い評価が継続してきた重点施策

平成 26 年度と 27 年度に継続して低い評価が得られた重点施策について詳説する。以下の 2 件の重点施策は評価 E が継続している。

### テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全、 施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

#### **重点施策 9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】**

県の河川整備計画の事業対象地（遊水池）であり、これに沿った土地所有者、市民団体、援農ボランティア等の連携、調整、協働による実効性の高い取組を急ぐ必要がある。多様な環境の保全が重要なため、水田、畑、樹林等の一体的な保全を徹底し、これらが混在する行谷が分断されないよう方向性や施策を進めていく。そのためには市と土地所有者、市民団体、援農ボランティア等の素早く的確な情報共有が必要である。今後の保全方法等の方向性を具体的にした上で、県と整備方法等を議論すべきである。なお平成 28 年度からエコワークが解散し、この場所の保全活動ができるのか難しい状況である。

ポジティブな面では、平成 27 年度において数件だが援農ボランティアの斡旋が行われており、保全において重要な細流の付近での外来種の除草、在来種のための保全作業も実施された。また県からの「相模川水系河川整備計画の遊水池の位置選定に関する意見聴取」に対して、環境保全の観点を含めた意見が提出された。

### テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり、 施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

#### **重点施策 1 9 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 および 2 0 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成**

両重点施策はまとめて評価された。

現在進行中の自然環境評価調査（平成 29 年度とりまとめ予定）をもとに具体的な検討を行うとしているが、調査結果を待たずに試案作りなど前倒しで進められる作業を進めることが必要である。生物多様性地域戦略のスムーズな策定をめざして、自然環境評価調査と併行して、「新みどりの基本計画との整合」や「全国各地で策定、運用されている地域の良好事例の情報収集と分析」を継続して行く必要がある。また進捗状況報告書（平成 28 年版）に記載されている、7つのコア地域や 32カ所の保存樹林に対する「市職員によるモニタリング調査」は結果が公表されていないので、結果を公表して共有したうえで、どのように利用されたのかについても公表すべきである。

なおポジティブな面として、基礎データとなる自然環境評価調査に着手し、市民参加の環境調査によって最新の環境情報を把握している点があげられる。



## 6. 施策を推進するためのアプローチ例

昨年度の評価（平成 26 年度の事業）までは自然環境（テーマ 1 および 2）の進捗が遅れていた。いまだに遅れてはいるものの、平成 27 年度には関係担当課等の努力により自然環境庁内会議の展開や赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定の進展などの進捗がみられた。他方で重点施策 9 における行谷の保全のように、進捗が困難であった上に新しい課題が発生するなどの例もみられる。

継続して高い評価であった重点施策は、産業の発展と環境が同方向を向いている場合であるようにも見える。地産地消の推進は都市内の環境と農業の発展の両方に貢献する。また市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入は、機器の調達を通して産業の発展に寄与する。幅広い視野をもって事業者等と連携することで進展が期待される環境施策は、他にも存在する可能性がある。